提案基準３１　　地方公共団体等が開発を行った宅地の取り扱いについて（建築許可）

市街化調整区域において、地方公共団体等（改正前の都市計画法第２９条第１項第４号の適用を受けていた公共団体）が開発した宅地で、平成１９年１１月３０日以降に建築物の新築を行う場合の取り扱いについては、下記の要件に該当する場合について取り扱う。

記

（適用範囲）

1　この基準の適用を受ける土地は、市街化調整区域において、地方公共団体等が開発した宅地であって、平成１９年１１月２９日以前に開発工事に着工したものに限る。

（用　途）

2　建築物の用途は地方公共団体等が当初に開発目的とした用途であること。
ただし、住宅の建築を目的とした開発地については、原則として自己の居住のための一戸建て専用住宅であること。

（附　則）

この基準は、平成１９年１１月３０日より施行する。

（付　記）

上記提案基準に該当するものは「事後報告基準３１」として取り扱う。

（必要書類）

1　当該地が地方公共団体等の開発した土地であることを証する書類
2　当該地の当初の開発目的を証する書類
3　位置図（1/50,000あるいは1/25,000および1/2,500）
4　土地利用計画図
5　求積図
6　建築図面（平面図、立面図等）
7　敷地現況写真
8　その他市長が必要と認める書類